



金 沢 市 公 報

号外第13号

平成23年(2011年)4月28日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

| 目 次 | ページ |
|--|-----------|
| 規 則 | |
| 東日本大震災の被災者を支援する活動を行う 場合における職員の特別休暇の特例に関する 規則 | (職 員 課) 1 |

規 則

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における職員の特別休暇の特例に関する規則をここに公布する。
平成23年4月28日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第42号

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における職員の特別休暇の特例に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の被災者を支援する活動を行うために、職員の服務等に関する条例施行規則（平成7年規則第5号）第14条第1項第4号に掲げる場合において取得する特別休暇について、その特例を定めるものとする。

(特別休暇の特例)

第2条 東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における職員の服務等に関する条例施行規則第14条第1項第4号及び第17条の規定の適用については、同号中「5日」とあるのは「5日（東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7日）」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、同条中「第14条第1項各号」とあるのは「第14条第1項各号（東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における職員の特別休暇の特例に関する規則（平成23年規則第42号）第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、平成23年12月31日限り、その効力を失う。

平成23年(2011年)4月28日 印刷
平成23年(2011年)4月28日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄